



熊本県公報

第11991号

平成23年3月11日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の告示	(県政情報文書課)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○指定管理者の指定(熊本港コンテナターミナル)	(港湾課)	3
○指定管理者の指定(八代港コンテナターミナル)	(〃)	3
○熊本都市計画下水道事業益城公共下水道事業事業計画変更認可	(下水環境課)	3
○熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道事業事業計画変更認可	(〃)	3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室)	4
○平成22年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財政課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	62
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	63
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室)	63
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	63
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	63
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	64
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	64
○道路の区域変更	(道路保全課)	64
○道路の供用開始	(〃)	64
○貸付金の元利償還金に係る徴収事務の委託	(地域振興課)	65

公 告

○換地処分	(農村整備課)	65
○肥料の登録	(農村技術課)	65
○熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務 委託に係る一般競争入札による落札者等の決定	(情報企画課)	65
○換地計画の決定	(農村整備課)	66
○換地計画の決定	(〃)	66
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	66

登 載 依 頼

○芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(芦北地域保健医療推進協議会)	67
○平成22年度芦北地域保健医療推進協議会の開催	(〃)	67
○平成22年度阿蘇地域保健医療推進協議会の開催	(阿蘇地域保健医療推進協議会)	67
○平成22年度ようこそくまもと観光審議会の開催	(ようこそくまもと観光審議会)	68
○熊本県地方港湾審議会の開催	(熊本県地方港湾審議会)	68
○熊本県立美術館協議会の開催	(県立美術館)	69
○裁決手続開始決定	(収用委員会)	69
○有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託に係る落札者の決定	(企業局総務経営課)	71

告 示

熊本県告示第245号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月11日

(訪問介護)

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市城南町舞原344番地2	一般社団法人医療介護施設助成事業団	平成23年3月7日

熊本県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市城南町舞原344番地2	一般社団法人医療介護施設助成事業団	平成23年3月7日

熊本県告示第247号

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

表「熊本県非常勤職員採用試験（介護支援専門員登録管理嘱託職員）」の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所熊本市更生相談所設置支援嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	福祉総合相談所
--------------------------------------	---	------------	---------

表「熊本県非常勤職員採用試験（旅券業務関係非常勤職員）」の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（観光情報関係）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	観光交流国際課
----------------------	------------	------------	---------

表「熊本県非常勤職員採用試験（森林土木事務補助）」の項を削り、「熊本県非常勤職員採用試験（森林関係登記嘱託員）」の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（森林土木嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	森林整備課
-----------------------	---	------------	-------

熊本県告示第248号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市魚貫町字瀬白3195番8、字新田平3196番5
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第249号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市新港二丁目2番	くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 牛島浩	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第250号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港コンテナターミナル	八代市新港町二丁目4番地3	八代港運株式会社 代表取締役 松木直子	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業益城公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和61年熊本県告示第199号、平成3年熊本県告示第338号、平成5年熊本県告示第646号、平成8年熊本県告示第270号、平成9年熊本県告示第602号、平成12年熊本県告示第367号及び平成15年熊本県告示第1027号並びに平成17年熊本県告示第40号の事業地のうち、益城町大字福富字横道及び字豊之内、大字広崎字六本木及び字立古閑、大字古閑字横道、字豊之内及び字宅地並びに大字寺迫字小柳地内において事業地を変更する。
- 4 事業実施期間 昭和61年3月15日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の

事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成14年熊本県告示第481号、平成15年熊本県告示第597号及び平成19年熊本県告示第885号の事業地のうち、嘉島町大字上島字同尻、字芝原及び字長池地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 平成14年7月1日から平成27年3月31日まで

熊本県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
そうごう薬局熊本中央店 熊本市本荘六丁目1-25	平成23年3月1日	0147687
上熊本中央薬局 熊本市段山本町6番5号	平成23年3月1日	0147695

熊本県告示第254号

平成22年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成23年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,862,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,781,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 県 稅		125,623,049	5,397,122	131,020,171
	1 県 民 税	48,316,677	2,248,363	50,565,040
	2 事 業 税	16,353,840	1,203,279	17,557,119
	3 地方消費税	14,854,490	1,648,363	16,502,853
	4 不 動 産 税	3,388,732	193,885	3,582,617
	5 県たばこ税	3,334,548	40,154	3,374,702
	6 ゴルフ場 利 用 税	720,359	△ 42,626	677,733
	7 自 動 車 税	2,421,301	△ 299,356	2,121,945
	8 軽油引取税	13,505,303	526,469	14,031,772
	9 自 動 車 税	22,496,175	△ 110,617	22,385,558
	10 鉱 区 税	9,818	215	10,033
	11 狩 猶 税	53,945	△ 3,064	50,881
	12 産業廃棄物税	153,762	△ 2,179	151,583
	13 旧 法 に よ る 税	14,099	△ 5,764	8,335

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方消費税 清 算 金		千円 33,736,907	千円 840,927	千円 34,577,834
	1 地方消費税 清 算 金	33,736,907	840,927	34,577,834
3 地 方 特 例 交 付 金		2,124,000	86,955	2,210,955
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,124,000	86,955	2,210,955
4 地方交付税		219,664,462	3,645,747	223,310,209
	1 地方交付税	219,664,462	3,645,747	223,310,209
5 分担金及び 負 担 金		6,068,090	751,617	6,819,707
	1 分 担 金	468,730	44,461	513,191
	2 負 担 金	5,599,360	707,156	6,306,516
6 使用料及び 手 数 料		7,336,616	△ 33,406	7,303,210
	1 使 用 料	4,101,346	△ 16,794	4,084,552
	2 手 数 料	3,235,270	△ 16,612	3,218,658
7 国庫支出金		150,846,208	5,036,508	155,882,716
	1 国庫負担金	39,681,815	14,072	39,695,887
	2 国庫補助金	107,776,957	5,554,088	113,331,045

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 国庫委託金	3,387,436	△ 531,652	2,855,784
8 財産収入		3,966,438	1,693,904	5,660,342
	1 財産運用 取入	1,191,956	97,748	1,289,704
	2 財産売扱 取入	2,774,482	1,596,156	4,370,638
9 寄附金		134,141	102,813	236,954
	1 寄附金	134,141	102,813	236,954
10 繰入金		37,039,579	△ 9,774,392	27,265,187
	1 特別会計 繰入金	779,228	225,618	1,004,846
	2 基金繰入金	36,260,351	△ 10,000,010	26,260,341
11 繰越金		2,534,278	6,672,724	9,207,002
	1 繰越金	2,534,278	6,672,724	9,207,002
12 諸収入		42,484,566	△ 425,725	42,058,841
	1 県預金利子	182,814	△ 27,000	155,814
	2 貸付金 元利収入	29,789,867	△ 668,001	29,121,866
	3 受託事業 収入	1,917,119	△ 254,536	1,662,583

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 収 益 事 業 収 入	5,594,854	△ 297,980	5,296,874
	5 雜 入	4,575,410	821,792	5,397,202
13 県 債		129,586,000	△ 9,132,653	120,453,347
	1 県 債	129,586,000	△ 9,132,653	120,453,347
歳 入 合 計		782,919,334	4,862,141	787,781,475

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議 会 費		1,305,010	△ 45,200	1,259,810
	1 議 会 費	1,305,010	△ 45,200	1,259,810
2 総 務 費		31,663,395	16,540,963	48,204,358
	1 総務管理費	13,669,207	16,972,963	30,642,170
	2 企 画 費	4,231,382	△ 174,600	4,056,782
	3 徴 税 費	6,970,541	7,763	6,978,304
	4 市 町 村 振 興 費	3,531,017	△ 214,245	3,316,772
	5 選 挙 費	1,086,631	△ 71,336	1,015,295
	6 防 災 費	648,691	12,413	661,104
	7 統計調査費	1,196,005	△ 46,768	1,149,237
	8 人 事 委 員 会 費	152,832	23,217	176,049
	9 監査委員費	177,089	31,556	208,645
3 民 生 費		92,101,814	639,396	92,741,210
	1 社会福祉費	63,340,452	111,573	63,452,025

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	23,740,541	1,124,898	24,865,439
	3 生活保護費	4,974,735	△ 597,075	4,377,660
	4 災害救助費	46,086		46,086
4 衛 生 費		48,017,961	1,245,241	49,263,202
	1 公衆衛生費	35,063,966	1,101,517	36,165,483
	2 環境衛生費	9,841,231	219,394	10,060,625
	3 保健所費	1,967,603	△ 77,251	1,890,352
	4 医 藥 費	1,145,161	1,581	1,146,742
5 労 働 費		11,575,066	△ 1,096,962	10,478,104
	1 労 政 費	197,671	△ 17,713	179,958
	2 職業訓練費	1,607,749	△ 195,312	1,412,437
	3 失業対策費	9,658,547	△ 889,932	8,768,615
	4 労 委 員 会 費	111,099	5,995	117,094
6 農 水 産 業 林		70,476,474	△ 4,223,085	66,253,389
	1 農 業 費	16,125,872	△ 2,898,497	13,227,375

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	4,156,062	△ 407,886	3,748,176
	3 農地費	22,882,444	△ 504,081	22,378,363
	4 林業費	20,896,538	△ 476,318	20,420,220
	5 水産業費	6,415,558	63,697	6,479,255
7 商工費		40,055,845	△ 1,683,480	38,372,365
	1 商業費	30,612,023	△ 785,629	29,826,394
	2 工鉱業費	8,586,888	△ 942,247	7,644,641
	3 観光費	856,934	44,396	901,330
8 土木費		83,678,751	△ 2,535,917	81,142,834
	1 土木管理費	7,423,632	88,354	7,511,986
	2 道路橋りょう費	42,274,255	△ 1,973,757	40,300,498
	3 河川海岸費	16,761,051	△ 830,021	15,931,030
	4 港湾費	4,432,441	△ 355,392	4,077,049
	5 都市計画費	10,557,049	597,829	11,154,878
	6 住宅費	2,230,323	△ 62,930	2,167,393

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		39,795,005	△ 597,540	39,197,465
	1 警察管理費	36,093,876	△ 571,312	35,522,564
	2 警察活動費	3,701,129	△ 26,228	3,674,901
10 教 育 費		167,577,412	△ 1,105,046	166,472,366
	1 教育総務費	25,977,005	281,864	26,258,869
	2 小学校費	60,820,519	△ 727,754	60,092,765
	3 中学校費	34,504,097	△ 559,590	33,944,507
	4 高等学校費	31,578,341	△ 649,049	30,929,292
	5 特別支援学校費	9,177,099	366,478	9,543,577
	6 大学費	911,195	△ 2,798	908,397
	7 社会教育費	2,820,668	109,552	2,930,220
	8 保健体育費	1,788,488	76,251	1,864,739
11 災害復旧費		3,199,115	△ 1,884,238	1,314,877
	1 農林水産業災害復旧費	1,166,180	△ 775,342	390,838
	2 土木災害復旧費	2,032,935	△ 1,108,896	924,039

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
12 公 債 費		114,124,740	△ 2,012,589	112,112,151
	1 公 債 費	114,124,740	△ 2,012,589	112,112,151
13 諸支 出 金		79,298,746	1,620,598	80,919,344
	1 繰 出 金	44,683,924	77,132	44,761,056
	2 自動車取得税 交 付 金	1,610,166	△ 199,072	1,411,094
	3 地方消費税 清 算 金	14,598,972	1,324,906	15,923,878
	4 地方消費税 交 付 金	16,969,787	429,713	17,399,500
	5 配 当 割 交 付 金	138,509	40,277	178,786
	6 株式等譲渡 所得割交付金	129,348	△ 52,358	76,990
歳 出 合 計		782,919,334	4,862,141	787,781,475

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金額
1 総務費		千円 554,738
	1 総務管理費	461,747
	2 企画費	92,991
2 衛生費		608,452
	1 環境衛生費	608,452
3 労働費		49,104
	1 職業訓練費	49,104
4 商工費		68,784
	1 商業費	15,784
	2 観光費	53,000
5 教育費		85,265
	1 保健体育費	85,265
合計		1,366,343

2 変 更

款	項	金額	
		補正前	補正後
1 民 生 費		千円	千円
	1 社会福祉費	2,586,000	3,565,489
	2 児童福祉費	2,273,000	3,201,489
2 衛 生 費		千円	千円
	1 公衆衛生費	116,000	140,423
3 農 林 水 産 業 費		千円	千円
	1 農 業 費	11,589,291	13,773,568
	2 畜 産 業 費	1,410,640	2,008,640
	3 林 業 費	320,925	467,925
	4 水 産 業 費	7,848,726	8,620,003
4 商 工 費		千円	千円
	1 工 鉱 業 費	2,009,000	2,677,000
5 土 木 費		千円	千円
	1 土 木 管理費	59,000	323,031
	2 道路橋りょう費	1,587,000	1,787,000
	3 河 川 海 岸 費	17,604,987	18,153,987
	4 港 湾 費	6,281,721	6,622,721
6 教 育 費		千円	千円
		1,474,200	1,724,200
		1,642,000	2,793,863

款	項	金額	
		補正前	補正後
	1 高等学校費	千円 1,152,000	千円 1,352,303
	2 特別支援学校費	476,000	911,025
	3 社会教育費	14,000	530,535
7 災害復旧費		344,000	453,000
	1 土木災害復旧費	344,000	453,000
合	計	43,284,199	49,337,282

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 首都圏広報業務	平成23年度	千円 70,000
2 地域振興局局長宿舎等賃借	平成23年度	13,721
3 東京事務所職員宿舎等賃借	平成23年度	67,587
4 銀座熊本館運営業務	平成23年度	2,035
5 自動車税納付促進広報業務	平成23年度	3,372
6 選挙関係業務	平成23年度	12,668
7 防災行政無線中継所用地賃借	平成23年度 ～平成25年度	33
	年次別内訳	
	平成23年度	15
	平成24年度	9
	平成25年度	9
8 水俣病総合対策事業等委託業務	平成23年度	146,711
9 しごと相談・支援センター関係業務	平成23年度	3,912
10 産業人材強化相談窓口運営業務	平成23年度	5,534
11 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成23年度	25,090
12 ジョブカフェくまもと施設賃借	平成23年度	4,509
13 農業改良資金管理業務	平成23年度	600

事 項	期 間	限 度 額
14 国営土地改良事業負担金	平成23年度 ～平成34年度	千円 5,624
	年次別内訳	
	平成23年度	62
	平成24年度	62
	平成25年度	550
	平成26年度	550
	平成27年度	550
	平成28年度	550
	平成29年度	550
	平成30年度	550
	平成31年度	550
	平成32年度	550
	平成33年度	550
	平成34年度	550
15 独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金	平成23年度 ～平成36年度	136,310
	年次別内訳	
	平成23年度	9,560
	平成24年度	9,750
	平成25年度	9,750
	平成26年度	9,750
	平成27年度	9,750
	平成28年度	9,750
	平成29年度	9,750
	平成30年度	9,750
	平成31年度	9,750
	平成32年度	9,750
	平成33年度	9,750
	平成34年度	9,750
	平成35年度	9,750
	平成36年度	9,750
16 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成23年度	16,842

事 項	期 間	限 度 額
17 森づくりボランティアネット運営業務	平成23年度	8,000 千円
18 阿蘇小国郷区域農林道事業負担金	平成23年度 ～平成36年度	756,350
	年次別内訳	
	平成23年度	53,050
	平成24年度	54,100
	平成25年度	54,100
	平成26年度	54,100
	平成27年度	54,100
	平成28年度	54,100
	平成29年度	54,100
	平成30年度	54,100
	平成31年度	54,100
	平成32年度	54,100
	平成33年度	54,100
	平成34年度	54,100
	平成35年度	54,100
	平成36年度	54,100
19 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成23年度	156,791
20 横合漁港漁港利用調整施設管理運営業務	平成23年度 ～平成25年度	19,647
	年次別内訳	
	平成23年度	6,549
	平成24年度	6,549
	平成25年度	6,549
21 牛深漁港漁港浄化施設管理運営業務	平成23年度 ～平成25年度	69,942
	年次別内訳	
	平成23年度	23,314
	平成24年度	23,314
	平成25年度	23,314
22 KANSAI戦略推進事業	平成23年度	76,200

事 項	期 間	限 度 額
23 伝統工芸館管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	千円 366,440
	年次別内訳	
	平成23年度	73,288
	平成24年度	73,288
	平成25年度	73,288
	平成26年度	73,288
	平成27年度	73,288
24 大阪事務所職員宿舎等賃借	平成23年度	15,517
25 福岡事務所職員宿舎等賃借	平成23年度	11,243
26 特許流通コーディネーター支援事業	平成23年度	6,321
27 電動二輪車等実証実験推進事業	平成23年度	9,500
28 オープンイノベーション推進事業	平成23年度	4,344
29 インキュベーション施設運営事業	平成23年度	31,013
30 計量検定業務	平成23年度	15,479
31 富岡ビジターセンター管理運営業務	平成23年度 ～平成25年度	13,998
	年次別内訳	
	平成23年度	4,666
	平成24年度	4,666
	平成25年度	4,666
32 交番・駐在所等賃借	平成23年度	24,938
33 県民総合運動公園管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	2,038,900
	年次別内訳	
	平成23年度	407,780
	平成24年度	407,780
	平成25年度	407,780
	平成26年度	407,780
	平成27年度	407,780

事 項	期 間	限 度 額
34 藤崎台県営野球場管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	千円 187,850
	年次別内訳	
	平成23年度	37,570
	平成24年度	37,570
	平成25年度	37,570
	平成26年度	37,570
	平成27年度	37,570
35 県立総合体育館管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	608,150
	年次別内訳	
	平成23年度	121,630
	平成24年度	121,630
	平成25年度	121,630
	平成26年度	121,630
	平成27年度	121,630
36 総合射撃場管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	162,150
	年次別内訳	
	平成23年度	32,430
	平成24年度	32,430
	平成25年度	32,430
	平成26年度	32,430
	平成27年度	32,430
37 県営八代運動公園管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	370,000
	年次別内訳	
	平成23年度	74,000
	平成24年度	74,000
	平成25年度	74,000
	平成26年度	74,000
	平成27年度	74,000
38 熊本武道館管理運営業務	平成23年度 ～平成27年度	157,140
	年次別内訳	
	平成23年度	31,428
	平成24年度	31,428
	平成25年度	31,428
	平成26年度	31,428
	平成27年度	31,428

2 变 更

事 项	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 保健・医療・福祉関係業務	平成23年度	千円 9,773	平成23年度	千円 747,701
2 ひとり親家庭等在宅就業推進事業	平成23年度	813,656	平成23年度	914,642
3 医療施設耐震化整備事業	平成23年度 ～平成25年度	5,108,478	平成23年度 ～平成26年度	5,412,049
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	3,949,238	平成23年度	3,326,250
	平成24年度	1,068,147	平成24年度	1,775,209
	平成25年度	91,093	平成25年度	234,196
			平成26年度	76,394
4 警察関係業務	平成23年度	410,287	平成23年度	444,689
5 ふるさと雇用再生特別基金事業	平成23年度	14,400	平成23年度	1,169,631
6 緊急雇用創出基金事業	平成23年度	1,069,550	平成23年度	2,159,182
7 県有施設等管理業務	平成23年度 ～平成27年度	2,642,069	平成23年度 ～平成27年度	3,362,389
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	2,561,958	平成23年度	3,270,830
	平成24年度	35,990	平成24年度	39,262
	平成25年度	36,827	平成25年度	40,099
	平成26年度	3,647	平成26年度	6,099
	平成27年度	3,647	平成27年度	6,099
8 給食業務	平成23年度 ～平成25年度	109,680	平成23年度 ～平成25年度	168,609
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	52,327	平成23年度	111,256
	平成24年度	40,049	平成24年度	40,049
	平成25年度	17,304	平成25年度	17,304

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
9 情報処理関連業務	平成23年度 ～平成27年度	千円 1,038,998	平成23年度 ～平成27年度	千円 1,789,595
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	373,627	平成23年度	1,118,279
	平成24年度	166,457	平成24年度	167,961
	平成25年度	166,457	平成25年度	167,961
	平成26年度	166,457	平成26年度	167,961
	平成27年度	166,000	平成27年度	167,433
10 事務機器等賃借	平成23年度 ～平成30年度	2,088,912	平成23年度 ～平成30年度	2,390,369
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	462,747	平成23年度	736,957
	平成24年度	433,343	平成24年度	440,408
	平成25年度	433,343	平成25年度	440,275
	平成26年度	427,979	平成26年度	434,911
	平成27年度	287,436	平成27年度	293,754
	平成28年度	20,466	平成28年度	20,466
	平成29年度	13,165	平成29年度	13,165
	平成30年度	10,433	平成30年度	10,433

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 3,103,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内 (但し、融機構、会社、その他 (借入方法))	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 率見直 し方式で 借り入れ 証書借入又 は証券発行(他の の地方公共団 体との共同發 行を含む。)	3,214,000 698,000 433,000 171,000 150,000 1,081,000 2,561,000 184,000 728,000 2,020,000 1,597,000 1,542,000 2,166,000 398,000 1,697,000 14,000 101,000 268,000 20,000 5,447,000 2,718,000 143,000 680,000	(補 正 前 に 同 じ)		
農地海岸保全国庫補助事業費	713,000							
農地防災国庫補助事業費	511,000							
湛水防除国庫補助事業費	193,000							
造林国庫補助事業費	387,000							
林道国庫補助事業費	1,289,000							
治山国庫補助事業費	2,734,000							
沿岸漁場整備国庫補助事業費	189,000							
漁港国庫補助事業費	915,000							
道路橋りょう国庫補助事業費	1,495,000							
道路維持国庫補助事業費	806,000							
河川国庫補助事業費	1,644,000							
砂防国庫補助事業費	2,170,000							
港湾建設国庫補助事業費	510,000							
街路国庫補助事業費	1,647,000							
都市公園整備事業費	15,000							
公営住宅建設事業費	449,000							
空港直轄事業負担金	201,000							
農地海岸直轄事業負担金	282,000							
治山直轄事業負担金	27,000							
道路直轄事業負担金	5,516,000							
河川直轄事業負担金	3,213,000							
砂防直轄事業負担金	178,000							
港湾直轄事業負担金	910,000							

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山災害現年発生国庫補助事業費	千円 10,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 利率見直し方式で 借り入れ	据置期間を含め30年以内 (但し、元金均等償還、 満期一括償還等) 但し、県財政の都合によ り、繰上償還をなし、又は 借り換えをすることができ る。	千円 216,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	574,000				43,000			
公共土木過年発生国庫補助事業費	45,000							
公共土木直轄灾害復旧事業負担金	80,000							
総合庁舎整備事業費	236,000							
地域総合整備資金貸付事業費	140,000							
老人福祉施設整備事業費	985,000							
単県治山事業費	93,000							
産業技術センター整備事業費	1,401,000							
県有施設耐震整備事業費	17,000	一部もしくは全部を翌年度に 以降に繰り下			18,000	(補 正 前 に 同じ)		
九州新幹線建設事業費	4,677,000				4,227,000			
単県道路整備事業費	13,539,000	げて借り入れ			11,020,000			
単県街路整備事業費	1,622,000	することができる。			1,502,000			
警察施設整備事業費	268,000	発行価格が			221,000			
県立高等学校整備事業費	194,000	額面金額を下回るときは、			583,000			
文化財保存整備事業費	14,000	その発行差額						
県営体育施設整備事業費	6,000	をうめるため						
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	25,000	必要な金額を加算した額を			22,000			
臨時財政対策債	66,689,000	限度額とする			66,681,347			
退職手当債	7,400,000	ことができる。			4,400,000			
計	127,112,000				117,979,347			

平成 22 年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149,586 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 679,062 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		26,665	△ 25,144	1,521
	1 一般会計 繰 入 金	26,665	△ 25,144	1,521
2 繰 越 金		246,616	188,173	434,789
	1 繰 越 金	246,616	188,173	434,789
3 諸 収 入		220,273	22,479	242,752
	1 貸 付 金 元 利 収 入	220,273	22,479	242,752
4 県 債		35,922	△ 35,922	
	1 県 債	35,922	△ 35,922	
歳 入 合 計		529,476	149,586	679,062

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 費 林		千円 464,617	千円 △ 210,686	千円 253,931
	1 農 業 改 良 資 金	464,617	△ 210,686	253,931
2 諸 支 出 金		56,924	360,272	417,196
	1 繰 出 金	56,924	360,272	417,196
歳 出 合 計		529,476	149,586	679,062

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸 付 金	千円 35,922	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	千円			

平成 22 年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 850,852 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,722,993 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		4,142	2,555	6,697
	1 一般会計 1 繰 入 金	4,142	2,555	6,697
2 繰 越 金		148,861	△ 97,854	51,007
	1 繰 越 金	148,861	△ 97,854	51,007
3 諸 収 入		2,253,372	△ 588,083	1,665,289
	1 貸 付 金 元利収入	2,253,372	△ 588,083	1,665,289
4 県 債		167,470	△ 167,470	
	1 県 債	167,470	△ 167,470	
歳 入 合 計		2,573,845	△ 850,852	1,722,993

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 417,583	千円 △ 286,340	千円 131,243
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	417,583	△ 286,340	131,243
2 公 債 費		1,536,197	△ 379,670	1,156,527
	1 公 債 費	1,536,197	△ 379,670	1,156,527
3 諸 支 出 金		620,065	△ 184,842	435,223
	1 繰 出 金	620,065	△ 184,842	435,223
歳 出 合 計		2,573,845	△ 850,852	1,722,993

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	千円 167,470	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借り入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円			

平成 22 年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,100,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 証紙収入		2,809,000	77,000	2,886,000
	1 証紙収入	2,809,000	77,000	2,886,000
2 繰越金		191,000	23,000	214,000
	1 繰越金	191,000	23,000	214,000
歳 入 合 計		3,000,000	100,000	3,100,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 3,000,000	千円 100,000	千円 3,100,000
	1 繰 出 金	3,000,000	100,000	3,100,000
歳 出 合 計		3,000,000	100,000	3,100,000

平成 22 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 144 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264,309 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		175,932	144	176,076
	1 財産運用 取入	283	144	427
歳 入 合 計		264,165	144	264,309

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 教育費		264,165	144	264,309
	1 高等学校費	264,165	144	264,309
歳 出 合 計		264,165	144	264,309

平成 22 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,149 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,498,253 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 使用料及び手数料		606,912	24,950	631,862
	1 使用料	606,912	24,950	631,862
2 国庫支出金		10,300	△ 576	9,724
	1 国庫補助金	10,300	△ 576	9,724
3 繰入金		1,399,999	△ 11,225	1,388,774
	1 一般会計 繰入金	1,399,999	△ 11,225	1,388,774
歳 入 合 計		3,485,104	13,149	3,498,253

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 539,309	千円 23,360	千円 562,669
	1 港 湾 費	539,309	23,360	562,669
2 公 債 費		2,945,795	△ 10,211	2,935,584
	1 公 債 費	2,945,795	△ 10,211	2,935,584
歳 出 合 計		3,485,104	13,149	3,498,253

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 50,000
	1 港 湾 費	50,000
合 計		50,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本港コンテナターミナル管理運営業務	平成23年度 ～平成25年度	千円 96,657
	年次別内訳	
	平成23年度	32,219
	平成24年度	32,219
	平成25年度	32,219
2 八代港コンテナターミナル管理運営業務	平成23年度 ～平成25年度	99,603
	年次別内訳	
	平成23年度	33,201
	平成24年度	33,201
	平成25年度	33,201

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成23年度	千円 9,505	平成23年度	千円 23,078

平成 22 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 643,520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		46,600	△ 920	45,680
	1 基金繰入金	46,600	△ 920	45,680
2 繰 越 金		444,092	△ 780	443,312
	1 繰 越 金	444,092	△ 780	443,312
歳 入 合 計		645,220	△ 1,700	643,520

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 171,261	千円 △ 1,700	千円 169,561
	1 港 湾 費	171,261	△ 1,700	169,561
歳 出 合 計		645,220	△ 1,700	643,520

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 69,000
	1 港 湾 費	69,000
合	計	69,000

平成 22 年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,212 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 370,086 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		317,265	17,211	334,476
	1 財産売払 取 入	317,265	17,211	334,476
2 繰越金		35,609	1	35,610
	1 繰 越 金	35,609	1	35,610
歳 入 合 計		352,874	17,212	370,086

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 317,265	千円	千円 317,265
	1 公 債 費	317,265		317,265
2 諸 支 出 金		35,609	17,212	52,821
	1 繰 出 金	35,609	17,212	52,821
歳 出 合 計		352,874	17,212	370,086

平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

平成22年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,175千円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ1,491,971千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		706	709	1,415
	1 財産運用 取入	706	709	1,415
2 寄附金			50,000	50,000
	1 寄附金		50,000	50,000
3 繰入金		215,988	△ 4,081	211,907
	1 一般会計 繰入金	215,988	△ 4,081	211,907
4 繰越金		201,245	△ 52,095	149,150
	1 繰越金	201,245	△ 52,095	149,150

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 諸 収 入		296,538	△ 9,708	286,830
	1 貸 付 金 元 利 収 入	296,538	△ 9,708	286,830
歳 入 合 計		1,507,146	△ 15,175	1,491,971
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 教 育 費		1,507,146	△ 15,175	1,491,971
	1 育 英 資 金	1,507,146	△ 15,175	1,491,971
歳 出 合 計		1,507,146	△ 15,175	1,491,971

平成 22 年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,708 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,908,021 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		4,691	1,552	6,243
	1 一般会計 繰 入 金	4,691	1,552	6,243
2 繰 越 金		128,987	89,948	218,935
	1 繰 越 金	128,987	89,948	218,935
3 諸 収 入		1,184,385	△ 1,792	1,182,593
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,184,385	△ 1,792	1,182,593
歳 入 合 計		1,818,313	89,708	1,908,021

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農水産業林費		千円 1,315,191	千円 61,000	千円 1,376,191
	1 林業改善資金	1,315,191	61,000	1,376,191
2 公債費		501,686	△ 885	500,801
	1 公債費	501,686	△ 885	500,801
3 諸支出金		1,436	29,593	31,029
	1 繰出金	1,436	29,593	31,029
歳 出 合 計		1,818,313	89,708	1,908,021

平成 22 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,843 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		2,601	786	3,387
	1 一般会計 繰 入 金	2,601	786	3,387
2 繰 越 金		29,077	△ 786	28,291
	1 繰 越 金	29,077	△ 786	28,291
歳 入 合 計		156,843		156,843

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 費 林		千円 156,843	千円	千円 156,843
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,843		156,843
歳 出 合 計		156,843		156,843

平成22年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,348千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 200,348	△ 100,000	千円 100,348
	1 貸 付 金 元 利 収 入	200,348	△ 100,000	100,348
歳 入 合 計		250,348	△ 100,000	150,348

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 200,348	千円 △ 100,000	千円 100,348
	1 市町村振興 資 金	200,348	△ 100,000	100,348
歳 出 合 計		250,348	△ 100,000	150,348

平成 22 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 274,421 千円を減額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ 3,350,704 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正是、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正是、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 分担金及び負担金		1,768,095	△ 114,941	1,653,154
	1 負 担 金	1,768,095	△ 114,941	1,653,154
2 国庫支出金		904,000	△ 43,767	860,233
	1 国庫補助金	904,000	△ 43,767	860,233
3 財産収入			2,205	2,205
	1 財産売払入		2,205	2,205
4 繰入金		349,942	△ 5,884	344,058
	1 一般会計 繰入金	349,942	△ 5,884	344,058
5 繰越金		133,088	△ 82,700	50,388
	1 繰 越 金	133,088	△ 82,700	50,388
6 諸 収 入		12,000	766	12,766
	1 雜 入	12,000	766	12,766
7 県 債		458,000	△ 30,100	427,900
	1 県 債	458,000	△ 30,100	427,900

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 入 合 計		3,625,125	△ 274,421	3,350,704
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土木費		千円	千円	千円
	1 流域下水道費	2,953,997	△ 268,252	2,685,745
2 公債費		665,128	△ 6,552	658,576
	1 公債費	665,128	△ 6,552	658,576
3 諸支出金		6,000	383	6,383
	1 繰出金	6,000	383	6,383
歳 出 合 計		3,625,125	△ 274,421	3,350,704

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成23年度	千円 3,605
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成23年度	3,817
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成23年度	3,736

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域下水道事業費	千円 223,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 (但し、利率見直 し方式で 借り入れ 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ する能够で きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 を行った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	千円 215,000			
球磨川上流域下水道事業費	145,000				123,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八代北部流域下水道事業費	90,000				89,900			
計	458,000				427,900			

平成22年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）

平成22年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）

は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,043,346千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 △	計 千円
1 財産収入		69,008	△ 1,808	67,200
	1 財産売払入	49,765	△ 1,808	47,957
歳 入 合 計		1,045,154	△ 1,808	1,043,346

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 △	計 千円
1 公債費		44,692	△ 1,808	42,884
	1 公債費	44,692	△ 1,808	42,884
歳 出 合 計		1,045,154	△ 1,808	1,043,346

平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第2号）

平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355,861千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,250,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		953,508	452,214	1,405,722
	1 分担金及び負担金	953,508	452,214	1,405,722
2 手賃付賃		2,317,340	875,880	3,193,220
	1 諸 収 入	2,317,340	875,880	3,193,220
3 支援措置費		6,444,049	△ 1,665,078	4,778,971
	1 国庫支出金	4,475,019	△ 1,328,094	3,146,925
	2 緑 入 金	853,030	△ 4,984	848,046
	3 県 債	1,116,000	△ 332,000	784,000

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 一時金 支 払 関 係 支 援 費		47,614,825	△ 18,877	47,595,948
	1 繰 入 金	40,482,040	△ 18,877	40,463,163
歳 入 合 計		57,605,990	△ 355,861	57,250,129

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 水俣湾堆積 汚泥処理 事 業 費		2,100,847		2,100,847
	1 公 債 費	2,100,847		2,100,847
2 チ ド ツ ソ 貸 付 費		5,645,020		5,645,020
	1 公 債 費	5,645,020		5,645,020
3 支援措置費		1,969,030	△ 336,984	1,632,046
	1 環 境 費	1,116,000	△ 332,000	784,000
	2 公 債 費	853,030	△ 4,984	848,046

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		千円 47,614,825	千円 △ 18,877	千円 47,595,948
	1 公 債 費	62,925	△ 18,877	44,048
歳 出 合 計		57,605,990	△ 355,861	57,250,129

第 2 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別 貸付資金	千円 1,116,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証券購入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ること可能 る。	千円 784,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 22 年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 824,441 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,315,584 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財産収入		67,395	33,036	100,431
	1 財産運用取入	67,395	33,036	100,431
2 繰入金		28,318,338	△ 857,477	27,460,861
	1 一般会計 繰入金	27,578,338	△ 857,477	26,720,861
歳 入 合 計		75,140,025	△ 824,441	74,315,584

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 75,140,025	千円 △ 824,441	千円 74,315,584
	1 公 債 費	75,140,025	△ 824,441	74,315,584
歳 出 合 計		75,140,025	△ 824,441	74,315,584

平成 22 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 4 号）

(総 則)

第 1 条 平成 22 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 22 年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,561,782 千円	△35,483 千円	1,526,299 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	105,419 千円	△35,483 千円	69,936 千円
支 出			
第 1 款 事 業 費	2,334,259 千円	△245,648 千円	2,088,611 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,469,265 千円	△11,238 千円	1,458,027 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	820,856 千円	△234,410 千円	586,446 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	621,658 千円	△11,238 千円	610,420 千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 23 年度	41,197 千円
企業局所有施設等管理業務	平成 23 年度	15,938
情報処理関連業務	平成 23 年度	556
事務機器等賃借	平成 23 年度 ～平成 25 年度	404

平成 22 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 22 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 22 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	828,676 千円	1,136 千円	829,812 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	132,766 千円	1,136 千円	133,902 千円
支 出			
第 1 款 事 業 費	1,087,127 千円	△13,438 千円	1,073,689 千円
第 1 項 営 業 費 用	908,578 千円	△13,438 千円	895,140 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	75,243 千円	△13,438 千円	61,805 千円

（債務負担行為）

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 23 年度	千円 1,419
企業局所有施設等管理業務	平成 23 年度	7,330

平成 22 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 22 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 22 年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 事 業 費	86,935 千円	△785 千円	86,150 千円
第 1 項 営 業 費 用	76,061 千円	△785 千円	75,276 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	7,279 千円	△785 千円	6,494 千円

（債務負担行為）

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成 23 年度	千円 453
企業局所有施設等管理業務	平成 23 年度	1,940
事務機器等賃借	平成 23 年度	77

平成22年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成22年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	取 入	支 出	
第1款 病院事業収益	1,605,502千円	△95,516千円	1,509,986千円
第1項 医 業 収 益	846,422千円	△95,516千円	750,906千円
第1款 病院事業費用	1,594,436千円	△95,863千円	1,498,573千円
第1項 医 業 費 用	1,486,968千円	△95,863千円	1,391,105千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	取 入	支 出	
第1款 資本的収入	39,553千円	134,821千円	174,374千円
第1項 一般会計負担金	39,553千円	134,821千円	174,374千円
第1款 資本的支出	235,660千円	134,821千円	370,481千円
第1項 建設改良費	62,182千円	134,821千円	197,003千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成23年度	千円 13,396
事務機器等賃借	平成23年度	192
情報処理関連業務	平成23年度	29,767

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	865,804千円	△33,163千円	832,641千円
(たな卸資産の購入限度額)			

第6条 予算第6条中「65,618千円」を「68,438千円」に改める。

熊本県告示第255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションはるた 上天草市松島町阿村5599番地 3	株式会社いるか	平成23年3月3日

熊本県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションはるた 上天草市松島町阿村5599番地 3	株式会社いるか	平成23年3月3日

熊本県告示第257号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸141 9番地19	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町3050番地	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
天草第一病院	天草市今釜新町3413番地 の6	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
健康保険天草中央総合病院	天草市東町101番地	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

熊本県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターはるた 上天草市松島町阿村5599番地 3	株式会社いるか	平成23年3月3日

熊本県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターはるた 上天草市松島町阿村5599番地 3	株式会社いるか	平成23年3月3日

熊本県告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひまわり苑デイサービスセンター 熊本市上南部三丁目10番7号	株式会社彩乃	平成23年3月7日

熊本県告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひまわり苑デイサービスセンター 熊本市上南部三丁目10番7号	株式会社彩乃	平成23年3月7日

熊本県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年3月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字射場ノ本	前	14.4 ~ 47.0	53.0	単道改 (改築に伴う 拡幅)
		2760番1地先から 同所 2760番1地先まで		14.4 ~ 54.4		
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町字柳原 242番2地先から 同所 242番2地先まで	前	9.8 ~ 15.2	27.1	単道改 (改築に伴う 拡幅)
				11.9 ~ 17.0		

2 区域を変更する期日 平成23年3月11日

熊本県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長(メートル)	備考
一般県道	上野田黒渕線	阿蘇郡小国町大字黒渕字玉洗 772番地先から	112.4	単道改 (改築

	同所 771番6地先まで	に伴う (拡幅)
2 供用を開始する期日 平成23年3月11日		

熊本県告示第264号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託の内容

熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成2年5月7日告示第367号）による地域総合整備資金の貸付金に係る元利償還金の徴収

2 委託の相手方

東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル
財団法人地域総合整備財団 理事長 嶋津昭

3 委託する期間

平成23年3月8日から償還が完了する日まで

公 告**熊本県公告第125号**

県営羊角湾周辺2期地区（五反田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第126号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1441号	混合石灰肥料	混合石灰肥料	アルカリ分：65.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成23年2月28日
熊本県肥第1442号	混合石灰肥料	混合苦土石灰肥料	アルカリ分：65.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成23年2月28日

熊本県公告第127号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町3番1号
- 5 落札金額
116,224,500円（うち消費税及び地方消費税の額5,534,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成23年1月11日

熊本県公告第128号

県営楠浦地区（亀島工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成23年3月14日から
平成23年4月11日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第129号

県営楠浦地区（小島新田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成23年3月14日から
平成23年4月11日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番209及び同1665番258
2,786.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市出水六丁目23番11号
堤 優二

登載依頼**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成22年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月11日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成23年3月17日（木）午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所

熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号
水俣保健所 2階会議室

3 議題

- (1) 役員改選
- (2) 救急告示医療機関の更新について
- (3) 平成22年度管内の救急活動状況について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順を行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)**芦北地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成22年度芦北地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年3月11日

芦北地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成23年3月17日（木） 午後2時50分から午後4時まで

2 場所

水俣市八幡町2丁目2番13号
水俣保健所 2階会議室

3 議題

- (1) 役員改選
- (2) 芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会からの報告
- (3) 第5次芦北地域保健医療計画の取り組み状況について
- (4) その他

4 傍聴者定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手續は、先着順を行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（水俣保健所総務企画課）
(電話 0966-63-4104)**阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成22年度阿蘇地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年3月11日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成23年3月23日（水） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

阿蘇市内牧1204
阿蘇地域振興局 2階 会議室

3 議題
 (1) 第5次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
 (2) 救急医療専門部会の報告について
 (3) その他

4 傍聴者の定員
 10人

5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先
 阿蘇市内牧1204
 阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
 (阿蘇保健所総務企画課内)
 (電話 0967-32-0535)

ようこそくまもと観光審議会公告第1号

ようこそくまもと観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成23年3月11日

ようこそくまもと観光審議会会长 吉丸良治

1 開催日時
 平成23年3月17日(木)
 午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所
 熊本県熊本市水前寺公園28-51
 熊本テルサ 3階 「たい樹」

3 議題
 (1) 「くまもと観光賞」の選考について
 (2) 「ようこそくまもと観光立県推進計画」の中間総括について
 (3) 次期観光立県推進計画の策定方針について

4 傍聴者の定員
 10人

5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
 (3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるため、プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。

6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 ようこそくまもと観光審議会事務局
 (熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光交流国際課 観光企画班)
 (電話 096-333-2332)

熊本県地方港湾審議会公告第2号

第35回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手續は、次のとおりです。

平成23年3月11日

熊本県地方港湾審議会

1 開催日時
 平成23年3月22日(火) 午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

3 議題
 八代港港湾計画の軽易な変更

4 傍聴者の定員
 10人

5 傍聴手續
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県地方港湾審議会事務局(熊本県土木部港湾課)
 (電話096-333-2514)

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月11日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時
平成23年3月18日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 場所
熊本市二の丸2番
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容
(1) 平成22年度事業報告について
(2) 平成23年度事業計画について
(3) 今後の美術館運営のあり方について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市二の丸2番
熊本県立美術館協議会事務局
(電話096-352-2111)

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成23年3月11日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道208号改築工事(玉名バイパス・熊本県玉名市立願寺字松尾地内から同市岱明町開田字京塚地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名市立願寺字吉山原

地 番	地 目		地 積 (m ²)		収用しようとする 土地の面積 (m ²)
	公簿	現 況	公 簿	実 測	
1556番	田	雑種地	556	556.76	47.49
					内 実測平面図 (A) の部分 41.03
					訳 実測平面図 (B) の部分 6.46

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名市立願寺字吉山原

地 番	地 目		地 積 (m ²)		使用しようとする 土地の面積 (m ²)
	公簿	現 況	公 簿	実 測	
1556番	田	雑種地	556	556.76	7.02

- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明
ただし

登記名義人（亡）殖田ミワ（共有持分不明）
 上記相続人 森川政子（持分不明）
 熊本県熊本市植木町大和16番地10
 上記相続人 志垣崇子（持分不明）
 熊本県水俣市わらび野2番25号
 上記相続人 殖田郷子（持分不明）
 熊本県水俣市梅戸町1丁目3番3号
 上記相続人（亡）小橋俊藏
 上記相続人 小橋俊彦（持分不明）
 鹿児島県伊佐市大口山野5166番地
 上記相続人 田島節子（持分不明）
 東京都葛飾区高砂2丁目9番2号
 上記相続人 小橋勝彦（持分不明）
 千葉県松戸市常盤平5丁目3番地の17
 上記相続人 小橋 博（持分不明）
 福岡県古賀市舞の里2丁目15番17号
 上記相続人（亡）村上ミツ
 上記相続人 舞薙美也（持分不明）
 鹿児島県姶良市東餅田1008番地4
 上記相続人 存否不明（持分不明）
 上記相続人（亡）井上ミネ
 上記相続人 伊達貞子（持分不明）
 埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津718番地4
 上記相続人 石川昭子（持分不明）
 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番18-206号 県営宮地団地
 上記相続人 安藤和子（持分不明）
 埼玉県川越市大字下広谷525番地17
 上記相続人 井上好男（持分不明）
 埼玉県鴻巣市滝馬室743番地2
 上記相続人 井上修二（持分不明）
 鹿児島県伊佐市大口小木原1786番地7
 上記相続人 池田ユキ（持分不明）
 愛知県名古屋市港区小川1丁目19番地（第二幸楽荘）
 上記相続人（亡）小橋俊弥
 上記相続人 小橋清志（持分不明）
 静岡県浜松市中区和合町220番地の1510
 上記相続人 小橋夕子（持分不明）
 静岡県磐田市堀之内1734番地 リバーフィールドA102号
 上記相続人 小橋政弘（持分不明）
 東京都多摩市唐木田1丁目1番地の2 ゼットビル唐木田202
 上記相続人（亡）小橋誠弥
 上記相続人 青木美果（持分不明）
 静岡県磐田市見付1920番地 市営住宅2番町団地124号
 上記相続人 青木里奈（持分不明）
 静岡県磐田市見付1920番地 市営住宅2番町団地124号
 上記相続人 森ハルエ（持分不明）
 住民票住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜73番地7
 居 所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1360番地
 上記相続人（亡）小橋 豊
 上記相続人 小野千夏（持分不明）
 埼玉県所沢市大字山口1859番地の10 ライオンズマンショ
 上記相続人 小橋佳代（持分不明）
 熊本県熊本市徳王1丁目2番20号
 登記名義人 森川政子（共有持分不明）
 熊本県熊本市植木町大和16番地10
 登記名義人 志垣崇子（共有持分不明）
 熊本県水俣市わらび野2番25号
 登記名義人 殖田郷子（共有持分不明）
 熊本県水俣市梅戸町1丁目3番3号
 の全員若しくは一部の者
 又は
 登記名義人（亡）殖田ミワ（共有持分24分の21）
 上記相続人 森川政子（持分8160分の420）
 熊本県熊本市植木町大和16番地10
 上記相続人 志垣崇子（持分8160分の420）
 熊本県水俣市わらび野2番25号
 上記相続人 殖田郷子（持分8160分の420）

	熊本県水俣市梅戸町1丁目3番3号
上記相続人(亡)	小橋俊彦
上記相続人	(持分8160分の210) 鹿児島県伊佐市大口山野5166番地
上記相続人	田島節子
上記相続人	(持分8160分の210) 東京都葛飾区高砂2丁目9番2号
上記相続人	小橋勝彦
上記相続人	(持分8160分の210) 千葉県松戸市常盤平5丁目3番地の17
上記相続人	小橋博
	(持分8160分の210) 福岡県古賀市舞の里2丁目15番17号
上記相続人(亡)	村上ミツ
上記相続人	(持分8160分の840) 舞園美也
上記相続人	(持分不明) 鹿児島県姶良市東餅田1008番地4
上記相続人	存否不明(持分不明)
上記相続人(亡)	井上ミネ
上記相続人	伊達貞子
	(持分8160分の168) 埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津718番地4
上記相続人	石川昭子
	(持分8160分の168) 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番18-206号 県営宮地団地
上記相続人	安藤和子
	(持分8160分の168) 埼玉県川越市大字下広谷525番地17
上記相続人	井上好男
	(持分8160分の168) 埼玉県鴻巣市滝馬室743番地2
上記相続人	井上修二
	(持分8160分の168) 鹿児島県伊佐市大口小木原1786番地7
上記相続人	池田ユキ
	(持分8160分の840) 愛知県名古屋市港区小川1丁目19番地(第二幸楽荘)
上記相続人(亡)	小橋俊弥
上記相続人	小橋清志
	(持分8160分の210) 静岡県浜松市中区和合町220番地の1510
上記相続人	小橋夕子
	(持分8160分の210) 静岡県磐田市堀之内1734番地 リバーフィールドA102号
上記相続人	小橋政弘
	(持分8160分の210) 東京都多摩市唐木田1丁目1番地の2 ゼットビル唐木田202
上記相続人(亡)	小橋誠弥
上記相続人	青木美果
	(持分8160分の105) 静岡県磐田市見付1920番地 市営住宅2番町団地124号
上記相続人	青木里奈
	(持分8160分の105) 静岡県磐田市見付1920番地 市営住宅2番町団地124号
上記相続人	森ハルエ
	(持分8160分の840) 住民票住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜73番地7 居 所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1360番地
上記相続人(亡)	小橋 豊
上記相続人	小野千夏
	(持分8160分の420) 埼玉県所沢市大字山口1859番地の10 ライオンズマンショ ン所沢下山口405
上記相続人	小橋佳代
	(持分8160分の420) 熊本県熊本市徳王1丁目2番20号
登記名義人	森川政子
	(共有持分24分の1) 熊本県熊本市植木町大和16番地10
登記名義人	志垣崇子
	(共有持分24分の1) 熊本県水俣市わらび野2番25号
登記名義人	殖田郷子
	(共有持分24分の1) 熊本県水俣市梅戸町1丁目3番3号
5	土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
6	裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年2月25日

熊本県企業局公告第1号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 2 有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県企業局総務経営課
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 23 年 2 月 16 日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏 名 株式会社熊本県弘済会
住 所 熊本県熊本市榎町 16 番 7 号
- 5 落札金額
414,750,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 19,750,000 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札（総合評価方式）
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 22 年 12 月 28 日